

3 具体的な研修体系

(2) 一般研修

研修区分	職種別	研 修				
	事業者 (法人代表・役員等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 障害福祉サービス等従事者基礎研修 (事業者研修) ※主に新任者対象 </div>				
相談支援事業所	管理者					
	相談支援専門員					
障害福祉サービス事業所等	管理者	障害福祉サービス等従事者基礎研修(新任従事者研修) ※主に初任者対象	熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 ※初任者対象	指定障害福祉サービス事業者等集団指導 ※毎年実施	工賃向上計画支援研修 ※毎年実施	就労継続支援A型事業所運営支援研修
	サービス管理責任者 サービス提供責任者					
	支援員等					
障害児入所・通所事業所等	管理者	障害福祉サービス等従事者基礎研修(新任従事者研修) ※主に初任者対象	熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 ※初任者対象	指定障害福祉サービス事業者等集団指導 ※毎年実施	工賃向上計画支援研修 ※毎年実施	就労継続支援A型事業所運営支援研修
	児童発達支援管理責任者					
	支援員等					

※ 受講により障害福祉サービス事業所等によっては、就業要件や報酬の加算請求が可能となる。
(※ 経験年数にかかわらず、必要に応じ受講可)

- ・同行援護従業者養成研修(一般・応用)
- ・行動援護従業者養成研修
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)
- ・重度訪問介護従業者養成研修(統合過程)